

伊奈町議会議員政治倫理条例について

伊奈町議会では、この度、清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とした「伊奈町議会議員政治倫理条例」を制定しました。条例制定の背景や経緯は次のとおりです。

条例制定の背景

当議会におきましては、公正性、透明性、信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指し、平成25年3月「伊奈町議会基本条例」を制定しました。

同条例第13条には「議員の政治倫理の確立」が規定されております。条例制定にあたって、議会運営委員会からの答申「伊奈町議会基本条例について」の中でも、伊奈町議会議員倫理条例の制定が申し送りされていきました。以上のことから、平成25年6月18日、議長から議会運営委員会に対し諮問された「伊奈町議会基本条例の運用について」の中で、倫理条例についての検討を始めることとなりました。

制定までの経緯

議会運営委員会での協議に関しては、県内の先進地を視察するとともに、先進自治体の条例を参考に議論を重ね検討しました。約1年の間に、延べ16回の委員会を開催し、条文ごとに検討を進めました。

また、その間、議会だよりと議会ホームページに倫理条例の素案を掲載し、町民コメントを募集しました。委員会での検討のほか、全員協議会での報告・協議を3回経て、平成26年12月議会に議員提出議案として提案し、全員賛成で可決のうえ、12月17日に公布されました。施行は平成27年4月1日となります。

なお、町民コメントを受け、協議した結果は次のとおりです。

＊[町民コメント](#)

＊[伊奈町議会議員政治倫理条例](#)